

令和 3 年 度

宮崎地方最低賃金審議会
第2回電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金専門部会

開催日時 令和3年10月25日(月)
午後3時00分～

開催場所 宮崎労働局 4階
労働基準部大会議室

宮 崎 労 働 局

会 次 第

1 金額審議

2 その他

令和3年10月25日

宮崎地方最低賃金審議会
会長 松岡 優子 殿

宮崎地方最低賃金審議会
宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械
器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会
部会長 橋口 剛和



宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年8月26日宮崎地方最低賃金審議会において付託された宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は別紙2のとおりであり、審議経過の概要は別紙3のとおりである。

宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

宮崎県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け、賄い又は工具の整理の業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、洗浄、取付け、はんだ付け、バリ取り、溶接、刻印、選別又は検査の業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

ハ 手作業による袋詰め、箱詰め、包装、レッテルはり、材料の送給又は取りそろえの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 831円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

宮崎地方最低賃金審議会

宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報
通信機械器具製造業最低賃金専門部会委員名簿

区分	氏名	現職
公益代表委員	四方 由美	宮崎公立大学人文学部 教授
	橋口 剛和	宮崎県社会保険労務士会 顧問
	松岡 優子	弁護士法人 西山松岡法律事務所 弁護士
労働者代表委員	秋山 邦光	九州大真空労働組合 執行委員長、 電機連合宮崎地域懇談会 代表
	鎌田 正洋	連合宮崎 副事務局長
	沼口 浩之	ラピスセミコンダクタ宮崎労働組合 書記長
使用者代表委員	甲斐 正文	宮崎県商工会議所連合会 専務理事
	河野 洋一	宮崎県経営者協会 専務理事
	田上 裕士	三和ニューテック(株)管理部 部長

各区分五十音順

(敬称略)

宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金専門部会審議経過概要

回	開催年月日 開催場所	調査審議事項
第1回	令和3年10月15日(金) 宮崎労働局労働基準部大会議室	1 部会長に橋口委員、部会長代理に四方委員を選出。 2 労使基本的見解の表明 3 金額審議 公・労、公・使 個別協議 金額提示 労側；39円引上げ 使側；18円引上げ
第2回	令和3年10月25日(月) 宮崎労働局労働基準部大会議室	1 金額審議 公・労、公・使 個別協議 2 結審 現行時間額 803円を28円引上げ 831円 引上げ率 3.49% 発効日 法定どおり 全会一致をもって結審 最低賃金審議会令第6条第5項適用

宮崎地賃審発第 11 号
令和 3 年 10 月 25 日

宮崎労働局長
田中 大介 殿

宮崎地方最低賃金審議会
会長 松岡 優子



宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和 3 年 8 月 26 日付け宮崎労発基 0826 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり
の結論に達したので答申する。

宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

宮崎県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業(医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。))及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け、賄い又は工具の整理の業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、洗浄、取付け、はんだ付け、バリ取り、溶接、刻印、選別又は検査の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)

ハ 手作業による袋詰め、箱詰め、包装、レッテルはり、材料の送給又は取りそろえの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 831円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり